

# 日本クリスマスローズ協会会則

## 第1条（名称）

本会は、日本クリスマスローズ協会 と称する。

## 第2条（所在地）

本会の所在地は、埼玉県所沢市和ヶ原1-3031-126 とする。

## 第3条（目的）

本会の目的は、下記の通りとする。

1. ヘレボルス属（通称クリスマスローズ）植物の発展ならびに普及を図り、会員間の親睦、交流を行うと共に一般愛好者への普及、啓蒙活動を行う
2. ヘレボルス属およびその周辺植物に関する調査・研究・育成ならびに種子・品種の収集保存、栽培技術の向上等の指導を行う

## 第4条（事業）

本会は前条の目的を遂行、達成するため下記の事業を行う。

1. 会報の発行およびホームページの運営
2. 展示会および講演会
3. 会員を対象とした国内および海外研修会ならびに見学会
4. 種苗等の提供（無償あるいは廉価頒布）
5. 種・品種名の整理、統一化
6. その他、本会の目的達成のために、必要な事業ならびに他者の行う事業に対する技術指導等の援助および後援

## 第5条（会員）

会員は本会の趣旨に賛同し、入会手続きを行った者とする。

## 第6条（役員）

本会には下記の役員を置く。

- |                |               |             |
|----------------|---------------|-------------|
| 1. 名誉会長・・・若干名  | 2. 会長・・・1名    | 3. 会計・・・1名  |
| 4. 会計監査・・・3名以内 | 5. 理事・・・30名以内 | 6. 顧問・・・若干名 |

## 第7条（役員を選任）

役員を選任は下記の方法に依る。

1. 理事の選任は、理事会の議を経て総会の承認を要する
2. 会長、会計、会計監査は理事会の承認を要する
3. 名誉会長は会長経験者を、顧問はクリスマスローズおよび本会の発展普及に貢献したと認められた者を理事会の議を経て会長が委嘱する

## 第8条（役員任期）

役員任期は2年とし、再任を妨げない。但し、顧問の任期は特に定めない。

#### 第9条（会議）

会議は総会および理事会とする。

1. 定期総会は会長が招集し年1回行う  
但し、理事会の要請または会長が必要と認めた時は、臨時総会を招集することができる
2. 理事会は会長が必要に応じ招集する
3. 会長は会議の議長を指名する
4. 会長は緊急を要する場合、理事会を以って総会に代える事ができる  
但し、直近の総会に報告し承認を得るものとする
5. 会の決議は、出席者の過半数を以って決する。但し、可否同数の時は議長がこれを決する

#### 第10条（定期総会）

定期総会は次の事項について議決する。

1. 事業計画ならびに予算、決算に関する事
2. 理事の選任
3. その他、必要と認める事項

#### 第11条（理事会）

理事会は次の事項を決議する。

1. 事業計画案および予算案の策定
2. 会則および細則等、本会の規定の制定・改廃
3. 理事候補者の選任
4. 緊急を要する事項
5. その他、必要と認められる事項

#### 第12条（地方支部）

本会の啓蒙活動ならびに会員間の親睦を充実させる目的で、下記条件の基に地方支部を設置することができる。

1. 支部活動に必要な数の会員がいること
2. 理事が当該支部の責任者となること
3. 設置に当たっては、理事会の承認を得ること
4. その他の事項については、別途細則において定める

#### 第13条（会計）

本会の経費は会費ならびに行事収入、その他の収入を以って充てる。

#### 第14条（会費等）

本会の会費は1口当たり1年間3千円、入会金は2千円とする。会費は毎年1月末までに、入会金は入会時に納入するものとする。

#### 第15条（会計年度）

本会計年度は暦年とする。

#### 第16条（入会、退会）

入会、退会の手続きは次の通りとする。

1. 本会に入会を希望する者は所定の入会申込書を事務局に提出し、併せて入会金および1年分の会費を納入するものとする
2. 本会の退会は次の通りとする。但し、既納会費は返戻しない
  - イ. 退会の申し出があった時
  - ロ. 1年以上会費が未納の時
  - ハ. その他、理事会が会員に相応しくないと判断した時

#### 第17条（会則の改正）

本会の会則の改正は理事会において行い、総会に報告する。

#### 付則

平成9年3月17日制定、平成22年7月15日改正、平成29年8月30日改正  
令和4年(2022年)4月27日改正、令和5年(2023年)3月18日改正